

## 第 217回通常国会

# 村田きょうこ「今回の質疑のポイント」 No.12

2025 年 5 月 15 日（木）経済産業委員会

ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。5月15日(木)も引き続き下請法改正法案の質疑を行いました。



## 1. 価格転嫁の後の失注や減注は違法にならないのか？防止策が必要ではないか？

【政府答弁】

- ・契約自由の原則のもとでは規制できないが、協議に応じない一方的な価格設定を規制することで、サプライチェーン全体で商慣習として定着させていこうという結論に至った。
- ・下請 G メンや書面による調査の項目に、価格転嫁後の失注や減注の項目を入れることも検討する。

## 2. 運用基準の適宜見直して協議の形骸化を防ぐべきでは？

【政府答弁】

- ・運用基準には、失注減注を示唆しての価格決定や、協議に応じない、公表資料に基づいた価格引き上げ要請を無視するなど、想定される事例を盛り込む予定。
- ・今後対応すべき事情が見られる場合には、必要に応じて運用基準を見直していく。

## 3. グループ企業間や海外からの受注、防衛産業などでの価格転嫁をどうやって進めていくのか。

【政府答弁】

- ・グループ外も含むサプライチェーン全体の価格転嫁につなげるために、政府を挙げて、労務費転嫁指針の繰り返しの周知と徹底に努めていく。
- ・一般論として、外国法人との取引であっても、日本国内において行われた取引は、これらの法律の適用対象となる。公取委は、中小事業者からの相談窓口を設置している。
- ・防衛省、経産省が合同でガイドラインを作成し、調達適正化に努めている。

## 4. 賃上げ、価格転嫁に必要な地方公共団体との連携強化をどうしていくのか。

【政府答弁】

- ・国の施策の周知、自治体間での先進的取組の共有、取引情報の共有を進めていく方針としている。

この法案は、「春闘が始まる前に労使が法律の趣旨や内容について理解することが必要だ」という連合や JAM など労働組合の意見を汲み取って野党が修正を求めた結果、施行期日が政府案の「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内」から、「令和8年1月1日」へと修正されることになりました。

※詳細は次頁以降、または YouTube をご覧ください。



## 1. 価格転嫁後の失注や減注対策について

### 【課題認識】

- ・価格転嫁を認めてもらえたと思ったら、その後取引元から発注がなくなったり、発注量を減らされたりする事例が起きている。

村田:ある取引で価格転嫁が実現したが、その後失注、減注が起きたという場合は、今回の改正案の下請法では違反にはならないということでしょうか。

政府参考人:そのようなケースは、今回の新しい規定では違反とならない。

村田:一回価格転嫁を認めたら、次からの注文は別のところに変えてもいいんだとなってしまう。このところの対策をしていかなければいけないと思うがいかがか？

政府参考人:労務指針等を公表して適切な価格転嫁を進めていこうと政府全体で取り組んでいる。社会的な規範の醸成によって、そうした行為が余りなされないような雰囲気をつくっていくことが重要と考えている。

村田:下請Gメンであったり書面による大規模な調査をされているが、「価格転嫁した後、失注したり減注したりということはないか」を問う項目を調査の中に入れていただきたい。

武藤経済産業大臣:検討させていただく。

## 2. 取引事業者間の協議の形骸化を防ぐために

### 【課題認識】

- ・改正下請法を実効性のあるものにするには、肝となる取引事業者間の協議の形骸化を防ぐことが重要となる。
- ・抜け穴、抜け道防止を含め、運用基準の策定や見直しをどう考えているか。

村田:法律の運用基準などで想定される問題事例を分かりやすく示すということだが、現時点ではどのような問題事例を想定しているのか。

政府参考人:取引減や打ち切りを示唆した上で一方的に価格を決定する、協議に応じずに価格を据え置く、受注者が公表資料に基づいて具体的な引上げ額を提示したのに一方的に決定する、などの行為を運用基準に盛り込むことを検討している。

村田:この法律が施行され、現場で動き始めたときに抜け穴、抜け道が出てくる可能性がある。そうした状況に合わせて、随時運用基準を見直すべきだと思うが、いかがか。

伊東特命大臣:この法律の運用基準については、これまでも公正取引委員会において必要に応じて内容の見直しを行ってきた。今回の改正法を踏まえた運用基準についても、今後対応すべき事情が見られる場合には、必要に応じて見直していく。

## 3. グループ間や海外企業、防衛産業での価格転嫁

### 【課題認識】

- ・グループ企業間や海外からの受注、防衛産業での価格転嫁が進まないとの声が多い。
- ・中小企業を応援する上で、経産省はみなし大企業も補助金や支援策の対象とするよう声を上げるべき。

村田:グループ会社間での価格転嫁が進んでいないという声がある。価格転嫁の現状についてどのように認識し、グループ会社間の適切な価格転嫁をどう進めていくのか。

武藤経済産業大臣:同一グループの会社間の取引については下請法や独禁法では問題と

ならないと承知をしているが、サプライチェーン全体で価格転嫁を徹底することは賃上げ原資の確保の観点から大事だと思う。このため、労務費転嫁指針の政府挙げての繰り返し周知を徹底し、各事業所管省庁と連携をした幅広い価格転嫁対策に努めてまいりたい。

村田:中小企業であっても、グループ会社間の場合はみなし大企業とされて補助金が使えず困っている。こうしたみなし大企業も、支援策の対象とすべきだと思うが、いかがか。

政府参考人:独立した中小企業者の自主的な努力の助長や、多様で活力ある成長、発展の促進が規定されている中小企業政策の目的や趣旨を踏まえると、実質的に大企業が所有、管理する企業であるいわゆるみなし大企業に対して中小企業向けの支援を広く認めることは難しいと考えている。

村田:海外の企業が発注先、日本の企業が受注者である場合に、なかなか価格転嫁ができない。海外との取引で下請法や独占禁止法が適用されるのはどのようなケースか。

政府参考人:その取引が日本市場に与える影響を踏まえて判断されるため一概には言えないものの、一般論として外国法人との取引であっても、日本国内において行われた取引は、これらの法律の適用対象となる。また、公正取引委員会では、従来からこの法律や独占禁止法に関する事業者からの相談を受け付けている。

村田:入札に関し、どうしても仕事を取りたいというときには、皆が価格を下げた結果利益が出ないといった声がある。入札における価格転嫁を進めて事業者が利益を確保して賃上げにつなげていくことも大事だと思うが、対策はいかがか。

政府参考人:予定価格の適切な設定・運用に加え、少なくとも年一回以上の価格協議の実施、価格交渉の申出に対する誠実な対応などを盛り込んだ国等の契約の基本方針を、各省庁や地方自治体に周知をさせていただいた。

村田:防衛産業で働いている皆さんから、価格転嫁を国に申し入れたときに、予算で決まっているので変更できないと言われたとのこと。防衛産業の価格転嫁対策はどうなっているか。

政府参考人:防衛産業基盤の強化には、サプライチェーン全体で利益率を改善していくことが適正取引のために必要だと思っている。こうした観点から、経産省が今年三月に策定した「防衛産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の中では、民間同士の取引に国の調達に影響を及ぼしている場合は、防衛省が事業者と率直に意見交換し、適正な調達の実現に向けて取り組む方針を規定させていただいている。

## 4. 中小企業の価格転嫁と地方公共団体との連携

### 【課題認識】

・価格転嫁の推進には、地域企業に近い立場の地方公共団体との連携強化が必要。中小企業の役割や重要性の周知を含め、国の役割発揮が求められる。

村田:下請企業振興法改正案では、地方公共団体との連携強化が規定されているが、具体的にどうやって地方公共団体と連携を取って価格転嫁を進めていくのか。

政府参考人:労務費転嫁指針など国の様々な施策について、自治体から地域の企業の皆さんへ更に一層周知をいただくことを期待する。国も、都道府県ごとの施策認知度の調査や、地方公共団体が収集した取引情報を全国の自治体へ展開し、価格転嫁を浸透させていく。

以上